

中部経済産業局の取組 及び経済産業省の支援策

令和3年3月19日

中部経済産業局

東海地域における人材マッチング事業

－令和3年2月末現在の状況－

- 中部経済産業局では、東海地域（愛知県、岐阜県、三重県）における雇用維持に向けて、国・県・関係機関の連携により人材マッチングの枠組みを整備し、公益財団法人産業雇用安定センターと協働し、令和2年7月からマッチングを実施。
- 令和3年2月末までに、航空機関連産業から自動車関連産業や生産用機械製造業への人材移動を始めとする、297人の出向、24人の移籍が成立。

企業への意向確認（利用希望）調査

185社
(送出希望 32社、受入希望 153社)



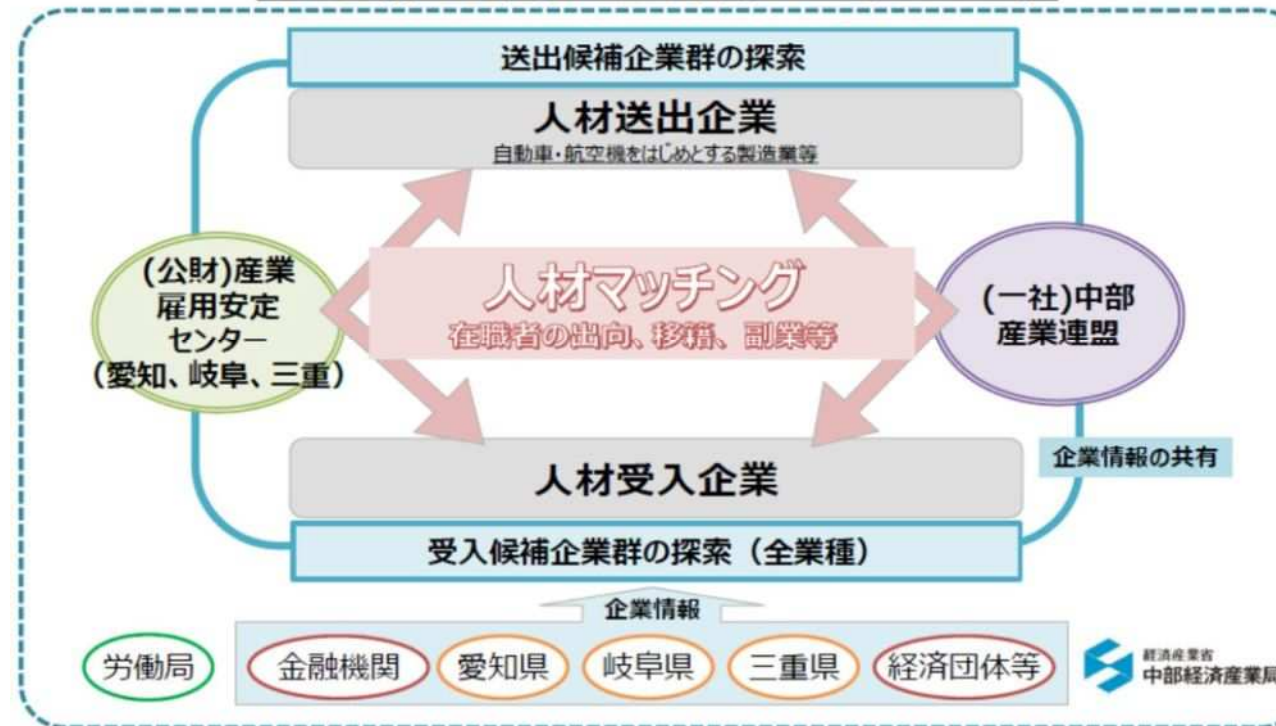
人材ニーズの具体化（ヒアリング等）

送出希望 13社238人
受入希望 63社764人



297人の出向、24人の移籍が成立

東海三県における企業間マッチング（イメージ）



人材マッチングの仕組みの利用を希望される企業には、意向確認調査への参加をお願いいたします。

<https://www.chubu.meti.go.jp/b32jinzai/matching/>



人材確保等促進税制への見直し・延長

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度とした上で、延長する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

<赤字が主な改正箇所>

現行制度
(中堅・大企業向け賃上げ税制)

【通常要件①】

継続雇用者給与等支給額
が前年度より**3%**以上増加

かつ

【通常要件②】

国内設備投資額
が減価償却費の95%以上

【措置内容】

✓ **雇用者給与等支給額の増加額の15%**
を税額控除

【上乗せ要件】

教育訓練費
が過去2年度平均より20%以上増加

【措置内容】

✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

改正案
(人材確保等促進税制)

【通常要件】

新規雇用者 (新卒・中途) 給与等支給額
が前年度より**2%**以上増加

【措置内容】

✓ **新規雇用者給与等支給額 (※) の15%**
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】

教育訓練費
が前年度より20%以上増加

【措置内容】

✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

(参考) 新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資が重要

- ウィズコロナ・ポストコロナに向け、**経営改革の実現**のためには、**新卒・中途採用**による**外部人材の獲得**と、**従業員の学び直し**が必要。また、従業員シェアなど、**出向受入れ企業の後押し**も重要。
- 特に、**新卒採用**はリーマンショック時に次ぐ**厳しい状況**。**第二の就職氷河期を絶対に作ってはならない**。**事業の担い手**を確保するためにも、**新卒採用の拡大**を図ることが重要。

企業の取組事例

【運送会社A社】

✓ 自社の物流インフラと膨大なデータ群を活用した事業と経営の構造改革を進めるため、**デジタル人材に特化した経験者採用枠**を創設。2021年には、**300人規模の新・デジタル組織**を立ち上げ予定。

【電機メーカーB社】

✓ **デザイン思考養成のためのアイデア着想等の研修**を含め、100以上の研修プログラムを体系化。**専門人材の育成と基礎的教育の拡充**により、2021年度にデジタル人材を**3万人規模**に拡充予定。

【家電量販店C社】

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている企業からの**人材の受け入れ**や、**業績改善までの一時的な従業員の就労環境の提供**を行う制度を新たに創設。現在、航空会社等から**合計200名以上**の受け入れを実施。

10月1日時点での大学生の就職内定率の推移

